

お知らせ1 第12回 法律セミナーのご案内
「ステルスマーケティング規制への対応」

さて、新型コロナウイルスの影響により中断しておりました会場開催のセミナーを昨年より再開しております。今回は、令和6年3月26日に開催することになりました。
昨年10月1日より施行された景品表示法上の“ステマ規制”が広告施策に与える影響について、事例検討を交えながらご説明します。

内容：ステルスマーケティング規制への対応
講師：代表弁護士 室谷 光一郎 弁護士 平井 希依
日時：令和6年3月26日（火） 15時30分～16時30分
会場：心斎橋周辺 ※参加者様には後日ご連絡させていただきます。
参加費：無料
申込方法：必要事項（御芳名、貴社名・部署名、連絡先・電話番号、メールアドレス）をご記入の上、下記のメールアドレス宛にメールにてお送りいただければ幸いです。
※弊社HPのお問い合わせフォームからお申し込みもいただけます。必要事項を記載の上お送りください。

お知らせ2 法人・事業者の方限定！！無料法律相談会のご案内

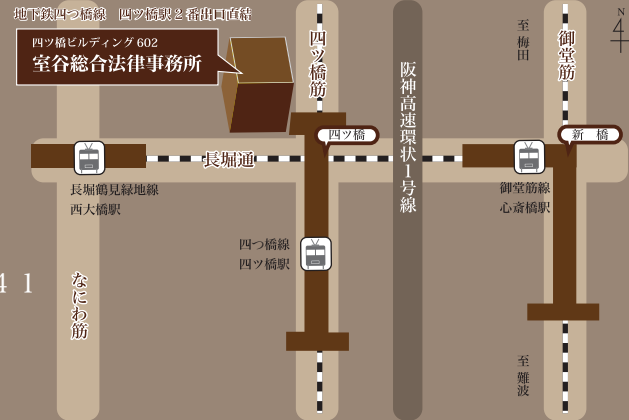
今回、皆様から沢山ご要望いただきました無料法律相談会を弊所で開催することとなりました。法人・事業者の方の雇用・解雇トラブル、契約書法務、事業承継問題、知的財産、売掛金の回収、危機管理対策・クレマー対応などのお悩み、ご相談を幅広く対応いたします。この機会に是非、お気軽にご相談いただけたら幸いです。

日時：2月13日(火)、3月5日(火)、4月2日(火)、5月7日(火)、6月4日(火)、7月2日(火)、8月6日(火)、9月3日(火)、10月8日(火)、11月12日(火)、12月3日(火)
時間：10時00分～17時00分
会場：室谷総合法律事務所
参加費：無料（完全予約制）※一企業30分まで
申込方法：必要事項（御芳名、貴社名・部署名、連絡先・電話番号、メールアドレス、ご希望の日程・時間（第1候補から第3候補までご記載ください）、ご相談内容について）をご記入の上、下記のメールアドレスにメールしていただくか、お電話にてご予約ください。
※お電話の場合、【●月●日無料相談会の件】とお伝えください。
※無料相談会のご利用は一企業1回までとなります。

室谷総合法律事務所

代表弁護士 室谷 光一郎
弁護士 平井 希依
弁護士 山崎 絢香

〒550-0013 大阪市西区新町1丁目5番7号
四ツ橋ビルディング602号
TEL：06-6535-7340 FAX：06-6535-7341
https://murotani-law.jp https://media-law.jp
E-MAIL:murotanisougou@murotani-law.jp
地下鉄四ツ橋線四ツ橋駅2番出口直結。
月曜日～金曜日 相談要予約



室谷総合法律事務所ニュースレター
つくる / つなぐ / ひらく

2024年1月発行 Vol.8

室谷総合法律事務所 〒550-0013 大阪市西区新町1丁目5番7号 四ツ橋ビルディング602号
TEL:06-6535-7340 FAX:06-6535-7341 https://murotani-law.jp https://media-law.jp



あけましておめでとうございます。弁護士3名、事務員2名態勢で本年はスタートを切ることになりました。年頭にて、まずは、本年も、クライアントの皆様のために闘うという意識、クライアントの皆様を支えているという意識を所員全員が引き続きしっかりと持って対応することお伝え申し上げます。本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、約3年強、世界を席卷しました新型コロナウイルス禍は息を潜め、世界は新たなステージに入って参りました。その間、リモートワークの普及等を始めとして、働き方、コミュニケーションツールが大きく変容致しました。場所に関係なく様々な人々とつながることが容易になりました。他方で、人々は直接的なつながりや直接的な関係性の重要性を再認識したように思われます。リモート等のツールの活用とプリミティブな人々のつながりがお互いを補強しながら両輪として進んでいくことが予見されます。また、近年、AIの実用化が大きく動き出しました。人間の創造的な営みや労働に大きなインパクトをこれから与えていくことが予想されます。ハリウッドでのストのようにAIと人間の闘いと共存が今後の大きなテーマになると思われま

す。AIの進展は、リーガルリサーチや契約書レビュー等に関して画期的な進展をもたらすことは間違いないでしょう。そこで、私たち法律家には、リーガルリサーチや契約書レビュー等に関してAIを使いこなすことが求められます。弊所でもそのことを本年からは特に意識していこうと思っております。他方で、法律は自然科学と違い、明確な判断基準がないことが多く、ある種のバッファがあります。社会は法律だけで動いていない以上、法律家も法律だけではない人間力、経験、教養といった総合的な力が求められます。AIが進展するこれから、単純な知識だけでは、もはや法律家は必要ないかもしれません。法律家が生き延びるとすれば、上記のような総合力があることによってかもしれません。AIを使いこなしつつ、総合力を有する弁護士になること、そして、そんな集団であること、弊所も今年からそのことを意識しようと思ひます。また、AIの進展は社会や人々をより分断していくかもしれません。弊所は、そのような社会や人々の分断を少しでもヒーリングできるような法律家集団でありたいと思ひます。弊所は、AIに代表される時代の流れをアップデートしつつ、時代に流されず、時代に対峙するそんな法律家集団でありたいです。

代表弁護士 室谷 光一郎

令和6年に注目される法律・制度について

今年令和6年に施行等がされる法律・制度の中で、企業法務上、重要と思われるものをピックアップします。詳細については、お気軽にお尋ねください。

残業時間の上限規制の適用（2024年4月1日以降）

働き方改革関連法の一環として、残業時間の上限規制が導入されていましたが、一定の業種では長時間労働が常態化しており、急な法律適用は混乱を生むとして、①建設事業、②自動車運転の業務、③医師、④鹿児島県及び沖縄県における砂糖製造業については、法適用は猶予されていましたが、2024年4月1日以降は、残業時間の上限規制が適用されることになります。また、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」も改正され、自動車運転者の拘束時間や休息期間についてもその上限時間の変更されます。物流業界をはじめ、「2024年問題」とされており、本年はその法制度適用を前提にした体制構築を仕上げる必要があります。

労働条件明示ルールの変更（2024年4月1日以降）

労働基準法施行規則等の改正によって、有期雇用契約における更新上限の明示や就業場所・業務の変更の範囲の明示が求められる「労働条件明示ルールの変更」がなされますので、①就業場所・業務の範囲の変更、②更新上限の有無と内容、③無期転換に係る無期転換申込機会及び無期転換後の労働条件の明示を労働者に対してしっかりと行うような態勢作りが求められるようになります。

裁量労働制の見直し（2024年4月1日以降）

労働基準法施行規則等の改正によって、裁量労働制の見直しがなされることになります。対象業務の追加、労使協定事項の追加、記録の保存の明確化が明示されましたが、改正のポイントは、制度導入時に労働者本人の同意を明示したことになります。

フリーランス・事業者間取引適正化等法の施行（2024年秋頃までに施行予定）

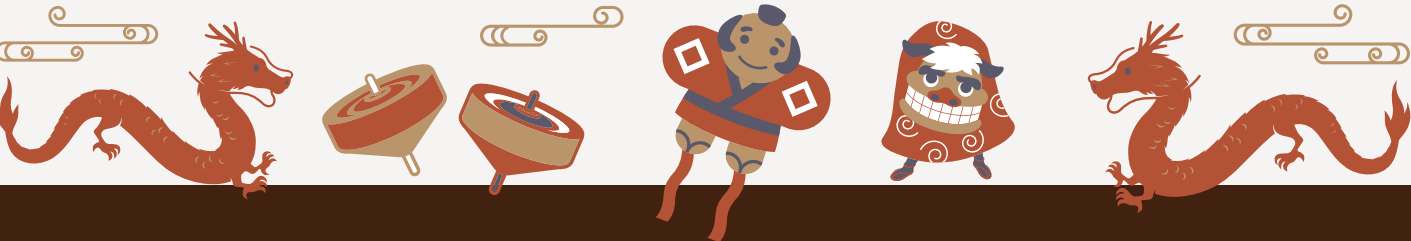
「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」（いわゆる「フリーランス保護法」）が昨年成立し、本年秋頃には施行される予定です。フリーランスを保護するための法律であり、業務委託をした際の取引条件の明示、給付を受領した日から原則60日以内での報酬支払、ハラスメント対策のための体制整備等様々な措置が義務付けられることになります。違反行為については罰金の定めもあります。法規則等の詳細を注視する必要があります。

不正競争防止法改正（2024年前半頃までに施行予定）

昨年の法改正によって、①デジタル空間における商品形態の模倣行為規制、②営業秘密の保護強化、③限定提供データの保護範囲の拡大、④外国公務員贈賄の罰則等の強化が盛り込まれましたが、メタバース関連では①が重要であり、デジタル空間での商品形態の模倣行為を不正競争防止法違反として対応することが可能になります。

A Iガイドライン公表後の動向

昨年末に、文化庁は「A Iと著作権に関する考え方について（素案）」、総務省と経済産業省は「A I事業者ガイドライン案」を公表する等、進展目覚ましいA Iに関する政府の考え方が公表されました。欧米と違ってガイドライン等での対応ですが、今後は法改正等もなされる可能性があり、政府ガイドラインに沿った対応だけでなく、かかる法改正等の動きもおさえる必要があります。



「夜明け」を超える
ことに意味がある
弁護士 室谷 光一郎

「木曽路は全て山の中である」で始まる島崎藤村「夜明け前」であるが、御一新が全てを良き方向に変化させると思っていた木曽の人々が、明治維新の負の側面にも直面し、時代に翻弄される姿を描いた大作です。確かに、時代や環境が変わることは全てが善ではないが、「夜明け」を超えると、そこには新しい何かがあります。新しいものには苦しみもあれば楽しみもあります。全てを受け止め、「夜明け」を超えることそのものに意味があるように思います。私たちは常に保守的になりがちですが、変化を受け入れ、変化に流されず、変化に立ち向かえねばと思います。今年はそのことを強く意識する一年にしたいと思います。



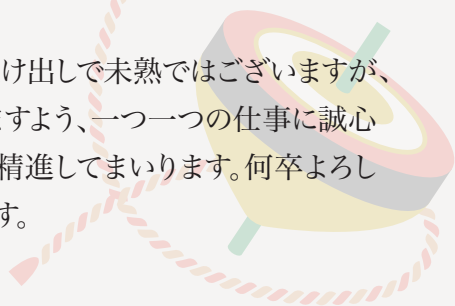
はじめての第一歩
やまさき
弁護士 山崎 絢香

このたび、室谷総合法律事務所に入所することとなりました。山崎絢香と申します。

出身は広島で、生まれながらカープファンとしての英才教育を受けてきましたが、新居は京セラドームの徒歩圏内。これはバファローズファンになるしかない、開幕を楽しみにしています。

オタク気質な性格で、映画・ドラマ、ミュージカル、歴史が大好きです。気になったことはとことん調べてしまう性分が、法律家の仕事に活きたらいいと考えています。

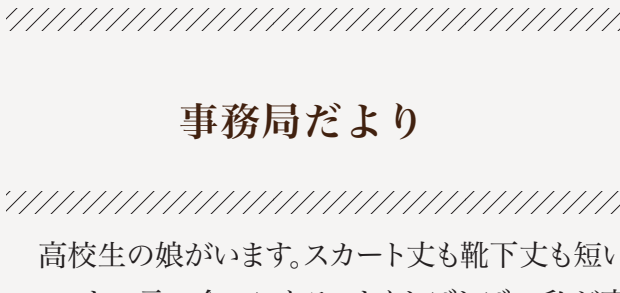
弁護士としては駆け出しで未熟ではございますが、皆様のお力になれますよう、一つ一つの仕事に誠心誠意取り組み、日々精進してまいります。何卒よろしくお願い申し上げます。



「日々を重ねる」
きえ
弁護士 平井 希依

この1月から弁護士登録4年目になります。昨年は地元である大阪に戻り、初心にかえて励む一年となりました。本年はより一層広い視野を持って、クライアントの皆様のお役に立てるよう邁進してまいります。

昨年の印象深い出来事といえば、念願だったタイガースの優勝・日本一でしょうか。同世代の選手たちが主力としてチームを牽引する様子に励まされました。私がプロ野球を好きな理由は、綿々と続いてゆく日々の中で試行錯誤を積み重ねることによって人は変わってゆくのだと感じられるからです。それを肝に銘じつつ、ご縁を頂いて携わる事件一つ一つに真摯に向き合っていきたいと思います。



事務局だより

高校生の娘がいます。スカート丈も靴下丈も短い！このことで言い合いになることもしばしば…私が高校生だった頃はルーズソックスが流行しており、いかに足を隠して細く見せるかを考えておりました。今は、なるべく足を出して長く見せることがベストなのだそうです。時代とともに価値観も変わるものだなと感じました。

事務局國見

昨年から「ゴールデンカムイ」に10歳の息子とハマっております。息子と一緒にアニメを第4期まで見ましたが、続きが気になってしまい漫画を一気に読破しました。日露戦争から帰還した元兵士が北海道や樺太を舞台にアイヌの埋蔵金を争奪戦する話です。アイヌ文化や時代背景等が分かり易く描写されているのも魅力です。

事務局中村

